

## 多面的機能支払交付金実施要綱等の運用について

多面的機能支払交付金実施要綱及び多面的機能支払交付金実施要領については、平成29年3月31日付けで改正されました。改正内容が活動組織において十分に理解され、共同活動等が適切に実施される必要があるため、下記項目についてご留意願います。

### 記

#### 1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同）による施設の長寿命化のための活動の実施について

農地維持支払及び資源向上支払(共同)(以下「本支払(長寿命化を除く)」という。)の活動として施設の長寿命化のための活動を実施する際には、以下の各事項に留意すること。

##### (1) 基本的な考え方

対象組織が、本支払(長寿命化を除く)により実施するとして活動計画書に定めた活動を適切に実施した場合は、それ以上の活動の実施を妨げる理由はないことから、施設の長寿命化のための活動を実施することを可能とする。

##### (2) 運用にあたっての留意点

- ① 本支払(長寿命化を除く)において実施するとして活動計画書に定めた活動を確実に実施することを前提とする。活動が確実に実施されたことを明確化するため、費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載すること。
- ② 活動計画書に本支払(長寿命化を除く)の活動として行う施設の長寿命化のための活動を位置付けること。
- ③ 地域の実情に応じた活動を更に推進するため、本支払(長寿命化を除く)から施設の長寿命化のための活動の実施に活用する金額については、対象組織の実情に即し、適切に設定すること。
- ④ 資源向上支払(長寿命化)を農地維持活動及び資源向上活動(共同)に使用することは不可であること。

#### 2. 経理区分の一本化

対象組織の事務負担を軽減するため、本支払(長寿命化を除く)と資源向上支払(長寿命化)に区分していた金銭出納簿の経理区分を一本化することを可能としたので、その実施にあたっては、以下の各事項に留意すること。

##### (1) 基本的な考え方

これまで金銭出納簿は本支払(長寿命化を除く)と資源向上支払(長寿命化)に分けて整理していたが、平成29年度から経理区分を一本化することを可能とする。

## (2) 対象組織

全ての対象組織を対象とする。

## (3) 運用にあたっての留意点

- ① 経理区分を一本化するか否かにかかわらず、前年度からの持越金を活用する場合は前年度の実施状況報告書で定めた使途に従うこと。
- ② 財産管理台帳についても、引き続き適正に管理すること。

## 3. 事業計画期間中における水田の畑地化

事業計画期間中に水田を畑地化する場合は、当該期間中に限り、農地維持支払については、従来の水田の単価を維持することとしたので、その実施にあたっては、以下の各事項に留意すること。

### (1) 基本的な考え方

水田の畑地化を円滑に進めるという観点から、事業計画期間中に水田を畑地化した場合、その時点の当該事業計画期間中においては、農地維持支払の単価は水田(田)の単価を適用する。

### (2) 畑地の定義

地目は多面的機能支払交付金実施要領第1の1の(1)に記載のとおりである。

### (3) 運用にあたっての留意点

活動計画書「I. の3. 交付金額」の備考欄に、地目変更前の単価を適用する旨を記載するものとする。

## 4. 多面的機能の増進を図る活動に関する広報活動の取扱い

平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動を実施する場合は、広報活動の実施を要件化したので、その実施にあたっては、以下の各事項に留意すること。

### (1) 基本的な考え方

多面的機能の増進を図る活動を実施する際、広報活動を併せて実施することにより、多様な主体の参画の促進に寄与するとともに、更なる活動の充実を図ることが可能となることから、広報活動の実施を要件化する。

### (2) 対象組織

平成29年度以降に多面的機能の増進を図る活動を新たに実施する対象組織のうち、中山間地域等を対象農用地に含まない対象組織とする。

※岩美町(田後、網代を除く)は中山間地域に該当のため、対象外。

### (3) 運用にあたっての留意点

農村環境保全活動における広報活動を同じ年度に実施する場合は、その内容が重複せず、明確に区分できるようにすること。